

ニュースレター

2020年6月 第2号

発行：NPO 法人消費生活ネットワーク新潟
 〒950-0965 新潟市中央区新光町 6 番地 2 勤労福祉会館 3 階
 TEL: 025-384-4021 FAX: 025-384-4022
 E-mail ssnetwk@axel.ocn.ne.jp
 URL http://www.network-niigata.com

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、今年度の通常総会は規模を縮小し、正会員の皆様には直接参加ではなく書面議決書にての参加をお願いいたしました。役員の改選があり、長年、消費生活ネットワーク新潟を牽引された長谷川かよ子氏が退任し、新理事長に堀田伸吾氏が就任しました。

新理事長挨拶

NPO 法人消費生活ネットワーク新潟

理事長 堀田 伸吾



このたび、長谷川かよ子前理事長からバトンを受け、消費生活ネットワーク新潟の理事長を拝命することとなりました。

弁護士登録以来、ライフワークの一つとして消費者問題に取り組み、新潟県弁護士会消費者保護委員会委員長、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、消費生活ネットワーク新潟理事などを担当してまいりました。

事業者の活動は、消費者の泣き寝入りの上に成り立つものであってはなりません。そのことは、コロナ禍で大きく変わろうとしているこれからの経済社会においても同じです。事業者、消費者を問わず、互いを思いやる消費活動によって、持続可能な社会が実現していくものと信じています。その実現のために、微力ながら力を尽くしてまいりたいと思います。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

退任挨拶

NPO 法人消費生活ネットワーク新潟 前理事長 長谷川 かよ子

年度当初には思いもよらなかった新型コロナウイルス感染の猛威は日本や世界各国の社会、経済、消費生活に甚大な影響や被害を及ぼしております。何より人間の尊い生命が失われる恐ろしい病原体であり、一日も早い収束を願うばかりです。

本ネットワークの適格消費者団体への認定作業はコロナ禍により大幅に遅れ残念ながら私の在任期間には確定に至りませんでしたが、これから確実に認定されるものと思います。これまで認知度の低かったネットワーク多くの会員各位の情報提供や事業者各位のご努力のお陰で多くの成果を上げることができました。会員各位に心から感謝申し上げます。これから活動が堀田伸吾新理事長を中心に「消費生活ネットワーク新潟」の知名度も高まり、本格的な段階に入ることと存じます。今後とも倍旧のご支援、ご協力をお願い申し上げ、退任のご挨拶といたします。

～各委員会活動報告～

検討委員会



スポーツクラブ運営会社に対し、「クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故にクラブは一切の責任を負わない」などの会員規約が、消費者契約法に反するとして、削除を求める申入れを行いました。

これに対し、同会社より、申入れに応じない旨の回答があつたことから、検討委員会では、適格消費者団体認定後の訴訟提起も視野に入れ、今後の対応について検討を進めていく予定です。

活動委員会

入院時の「連帯保証人等」について必ず書かなければいけないよう
ただし、親戚・子どもなど親族がない世帯で頼める人がいない場合
入院を断られるではないか不安だと声が出され、入院申込書の保証人に関する記載内容の変更の可能性を3病院に問合せました。2病院から次のような回答がありました。

「4月より、民法の改正に合わせ保証額の上限を記載した書面に変更するが、保証人に関する記載の変更はしない。ただし、保証人等がいなくても、入院を断ることはない。」
とのことです。保証人が見つからないなど困った時は、病院の窓口で相談できることが確認できました。

教えて！ 民法改正

シリーズ① 保証契約

こんなに
高額…



2020年4月に改正民法が施行され、債権法（契約等に関する部分）が変わりました。
今回は、大きな改正点の一つである「保証ルールの見直し」について、解説します。

理事 弁護士 江花 史郎

ポイント 1 個人が保証人になる根保証（将来の不特定の債務をまとめて保証すること）契約については、極度額（保証金額の上限）を定めなければ、保証契約は無効となります。

これまで賃貸借契約の保証などでは、保証金額の上限が定められていないことが一般的でしたが、賃借人の過失によって建物が火災で滅失したり、長期の賃料滞納があった場合、保証人が高額の保証債務の履行を求められることがありました。改正法では、保証金額の上限（例えば、「〇〇万円」）の定めがなければ保証契約は無効となります。

ポイント 2 経営者等以外の個人が事業者用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認が必要になりました。

事業に関与していない個人が保証責任の重要性を十分自覚することなく保証契約を結んでしまうことのないように公正証書の作成を課したものです。

ポイント 3 保証人には、保証に関する重要な情報の提供がされることになりました。例えば、主債務者（融資を受ける人）が、事業のために負担する債務について、個人に保証を依頼する場合には、自分の経済状況等を知らせることが義務づけられました。

まとめ このように、改正民法では、個人保証人の保護が拡充されました。
保証人になった場合に重大な責任を負うことは変わりありません。
保証契約をする場合は十分に注意しましょう。

なるほど！ 活動委員会の調査で、病院が保証額の上限を決めた書面に変更した理由が良くわかりました。これからも民法改正をシリーズでお届けします。